

# 徳島県内7社目！ 社会福祉法人さわらび会を「プラチナくるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、社会福祉法人さわらび会を令和元年6月17日付けで認定しました。



## 認定通知書交付式を行いました



特例認定マーク  
プラチナくるみん

令和元年6月26日の認定通知書交付式において、日根労働局長から認定通知書の交付を受ける社会福祉法人さわらび会の勝山主任（左）

## 社会福祉法人さわらび会の取組の概要

企業名	社会福祉法人さわらび会
所在地	徳島市
業種	医療、福祉
労働者数	119人(男性37人、女性82人)
計画期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 職場復帰しやすい環境作り</p> <p>【目標②】 男女共に育児に参加できるように、子の看護休暇の取得向上を図る</p> <p>【目標③】 年次有給休暇の取得促進を図る為に、取得率45%台を達成すべく、事業所別に目標取得率を設定する</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 育児休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、部署ごとに「復帰後業務計画」及びマニュアルを作成した。</p> <p>【目標②】 看護休暇制度について周知するため、全職員にメールを送信した。これにより、子の看護休暇を取得した職員の割合が計画期間全期間において50%を超えた。</p> <p>【目標③】 事業所ごとに年次有給休暇取得率の目標設定を指示し、計画期間全期間において取得率45%を達成した。</p>
その他主な特例認定基準達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(特例認定基準7) 小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児のための時差出勤制度を導入</li> <li>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準9)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所定外労働の削減のための措置 毎週土曜日を「ノー残業デイ」に設定</li> <li>②年次有給休暇の取得の促進のための措置 メモリアル休暇制度を導入 年次有給休暇取得率45%を目標に掲げ、達成</li> <li>③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 「永年勤続休暇制度」を導入</li> </ul> </li> <li>○出産した女性の継続就業率(特例認定基準10) 100%</li> <li>○女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置(特例認定基準11)             <ul style="list-style-type: none"> <li>【女性労働者に向けた取組】 ・「育児休業復帰後業務計画」を策定し、スムーズな職場復帰とキャリア形成について研修や面談を実施。</li> <li>【管理職に向けた取組】 ・管理職の意識改革を図るため、「人材育成」及び「ワークライフバランスを重視する意識改革」等の自己評価及び面接を実施。</li> </ul> </li> </ul>